

# 大木町地域水道ビジョン

平成 20 年 3 月

## 目次

<b>1</b>	<b>地域水道ビジョン策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1.1	大木町水道事業の概要 .....	1
1.2	地域水道ビジョンの位置付け .....	1
<b>2</b>	<b>事業の現状分析・評価</b> .....	<b>2</b>
2.1	安全な水、快適な水が供給されているか（安心） .....	2
2.2	いつでも使えるように供給されているか（安定） .....	2
2.3	将来も変わらず安定した事業運営ができるようになっているか(持続) .....	3
2.4	環境への影響を低減しているか（環境） .....	4
2.5	国際協力に貢献しているか（国際） .....	4
<b>3</b>	<b>将来像の設定（基本目標）</b> .....	<b>4</b>
<b>4</b>	<b>目標の設定（目標年度 平成 27 年度）</b> .....	<b>4</b>
4.1	水道の運営基盤の強化、サービスの向上 .....	4
4.2	安心・快適な給水の確保.....	5
4.3	災害対策等の充実 .....	5
4.4	環境・エネルギー対策の強化 .....	6
4.5	国際協力を通じた水道分野の国際貢献.....	6
<b>5</b>	<b>施策実現方策</b> .....	<b>6</b>
5.1	水道の運営基盤の強化・サービスの向上 .....	6
5.2	安心・快適な給水の確保に係る方策 .....	6
5.3	災害対策等の充実に係る方策 .....	7
5.4	環境・エネルギー対策の強化 .....	7
5.5	国際協力等を通じた水道分野への国際貢献.....	7

# 1 地域水道ビジョン策定にあたって

## 1.1 大木町水道事業の概要

本町の水道事業は昭和 46 年に久留米市等 4 市 4 町への水道供給を目的とした「久留米広域上水道企業団（現：福岡県南広域水道企業団）（以下「企業団。」）の設立に伴い、昭和 48 年 8 月に町内全域を給水対象とする創設事業認可を受けています。その後、近郊都市からの転入者の増加や生活水準の向上に伴い事業計画を見直し、平成 15 年度に事業変更認可を受け翌年平成 16 年度から平成 20 年度までの工期で 1,249,639 千円を事業費とし配水場建設及び配水管網の整備を第 1 期拡張事業として行っています。

その中でも、久留米市と大木町との共同配水場(以下、「西部配水場。」)を久留米市三潴町に平成 20 年 4 月供用開始を目標に建設しています。

平成 20 年度に第 1 期拡張事業が完了することから、今後は維持管理としての事業投資を行っていく必要があります。水道施設の老朽化対策をはじめ、災害に向けた施設の耐震対策が急がれると同時に隣接市との災害時応援体制の検討、また、これまで、紙ベースで行ってきた水道施設台帳について水道施設台帳システムを導入することで事務の効率化を図っていきます。

また、民間を活用したコスト縮減などのあらゆる事業運営方法の検討を行っていく必要があります。

このようなことから、将来にわたって町民の皆様が安心して水道を利用していただけよう「大木町地域水道ビジョン」を策定するものです

	創設認可	変更認可	
認可年月	昭和 48 年 8 月	平成 16 年 3 月	
計画目標年度	昭和 55 年度	平成 26 年度	
内容	創設 給水人口 9,600 人 1 日最大給水量 2,380 m <sup>3</sup>	第 1 期拡張事業 給水人口 14,000 人 1 日最大給水量 3,500 m <sup>3</sup>	
配水場規模	配水池容量 844 m <sup>3</sup> 計画貯留時間 8.5 時間	配水池容量 8,000 m <sup>3</sup>	

## 1.2 地域水道ビジョンの位置付け

平成 16 年 6 月、我が国の「水道ビジョン」が策定され、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」及び「国際」という 5 つの政策課題に関する目標が示されました。水道事業者に対しては、事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示す「地域水道ビジョン」の作成が求められています。

計画期間は平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とし、今後はこのビジョンに基づく大木町水道事業経営を行っていきます。

## 2 事業の現状分析・評価

### 2.1 安全な水、快適な水が供給されているか（安心）

#### (1) 水質基準の適合状況

町民の皆様への飲料水は、企業団からの浄水受水により供給しています。  
水道法第4条に定められている水質基準に適合し安全性の高い水質が確保されています。  
今後とも安全でおいしい水道水の供給が図れるよう、水道法により毎年策定しております大木町水道事業水質検査計画に基づき水質検査を行うことにより、水質の安全性の確保に努めます。

#### (2) 水質被害の状況

企業団からの浄水受水している水質は、今まで以上に病原性微生物に対する安全性を確保するため、浄水施設の基本性能向上が図られています。  
今後とも本町で利用している浄水の水質把握に努めていきます。

#### (3) 水質事故の発生状況

これまで、重大な水質事故の発生はありませんが、万一の事故発生時には、企業団及び平成20年度完成する西部配水場の維持管理を行われる久留米市との連絡を密にし、水質管理の強化に取り組んでいきます。

#### (4) 貯水槽水道の指導等の状況

貯水槽水道の管理について、給水条例で定めている設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができるようになっており、定期的に貯水槽水道設置箇所に入り入り検査を実施の強化をおこない、改善点が見つければ、指導・助言を行っていきます。

### 2.2 いつでも使えるように供給されているか（安定）

#### (1) 需要（給水人口、給水量）

給水人口及び給水量について、近年農地の宅地化が進み人口及び給水量が微増傾向にあります。将来は、少子高齢化の進展や節水機器の普及により水道需要の減少が見込まれます。

一方では、平成20年度4月に大型商業施設がオープンする予定ですので給水量の増大が見込まれます。

このため、今後の水道事業経営については、給水実績の動向を踏まえた確かな需要予測を行い、計画的な設備投資が必要になってきます。

#### (2) 給水能力

本町の事業認可（平成16年3月認可）の目標年度は平成26年度で計画1日最大給水量3,500 m<sup>3</sup>となっております。

平成18年度実績で、一日最大給水量は3,706 m<sup>3</sup>、一日平均給水量は3,068 m<sup>3</sup>で、一日最大給水量については、認可水量よりもかなり超過しており、施設能力的にも逼迫していま

す。

平成 20 年 4 月供用開始予定の西部配水場の運用協定で、久留米市からの分水により、このような逼迫した状況の対応を考えています。

(3) 耐震化の進捗状況

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震により、北部九州地方の地震危険度についての認識を改めざるを得なくなった。水道構造物の耐震性はレベル 2、ランク A の安全度を確保しなければならないようになっていきます。

現在建設中の西部配水場については、レベル 2、ランク A の安全度で建設しております。他の施設管路については、より耐震性の高い管種等への計画的な更新を行う必要があります。

(4) 応急給水体制及び応急普及体制

大木町地域防災計画をもとに応急給水体制及び応急給水用具等を整備します。

大木町水道災害対策実施計画書の策定、また、大木町管工事組合と水道災害相互応援協定書の締結を行い、大木町防災訓練及び企業団の防災訓練等に併せて実施し、災害時に備えます。

## 2.3 将来も変わらず安定した事業運営ができるようになっているか(持続)

(1) 老朽化施設とその更新計画

老朽化した施設、管路について、中長期的に更新化計画を作成し計画的・効率的に更新していきます。

(2) 経営・財務

水道事業決算については、過去数年僅かながら純利益を計上しております。経費縮減に努め、健全な財政状態を維持していきながら、計画的・効率的な事業経営を行っていきます。

(3) 水道需要者へのサービス

水道の利用者に対し、水道事業へのご理解やご協力を得るためホームページに水道事業の案内や各種届出申し込みのほか、水質検査計画書及びその検査結果を掲載しています。今後も利用者の方々への情報提供を拡充していきます。

(4) 技術者の確保

現在環境課水道係の職員は 3 名で内 2 名が技術職員です。

水道技術者に要求される能力が高度化する中、人事異動等により現在、経験の浅い職員で構成しているため、日本水道協会等の研修会に積極的に参加し、技術等の習得に努めて次代に継承していく必要があります。また、これまでに蓄積してきたノウハウを次代に継承するためにも業務マニュアル等の整備が不可欠です。

## 2.4 環境への影響を低減しているか（環境）

環境対策（省エネルギーや省資源の推進、廃棄物の有効利用等）については、庁舎内で取り組んでいる省エネルギーへの取り組み等に併せて行っています。

## 2.5 国際協力に貢献しているか（国際）

海外からの研修生の受け入れや、海外に職員を派遣して技術指導を行うなどの協力に関しては、小規模な事業体のため対応は困難です。

日本水道協会福岡県支部などと連携を図りながら、必要可能な限り協力を行います。

## 3 将来像の設定（基本目標）

### (1) 安心

全ての町民が安心しておいしく飲める水道水の供給を第一の目標とし、久留米市と連携し、西部配水場の機能強化を図ります。

### (2) 安定

水需要に対応した安定供給はもとより、緊急時対策の実施や応急復旧計画の策定により、災害・非常時においても被害を最小にし、ライフライン機能の早期回復が図れるよう対策を講じます。

### (3) 維持

顧客である水道使用者に対して、情報提供を継続的に行うとともに、多様化するニーズの把握と対応により水道サービスの充実を図ります。

### (4) 環境

環境負荷の低減、水環境の保全及び汚染の防止に努めていきます。

### (5) 国際

水道の専門としての能力を活用し、地方公営企業として可能な限り国際協力を行います。

## 4 目標の設定（目標年度 平成 27 年度）

### 4.1 水道の運営基盤の強化、顧客サービスの向上

#### (1) 広域化、共同化の推進

広域化・共同化の一環として、西部配水場があげられますが、隣接市との相互連絡管等の整備等について計画します。

(2) 技術基盤の確保、第三者委託の導入

水道の専門家として創造性豊かな人材を確保、育成します。水道の安全性を損ねることなく、効率的な官民連携を実現するための前提として、業務の標準化、マニュアル化を進めます。

(3) 計画的な施設の更新

平成 20 年度 4 月に既設の大木町配水場から西部配水場の完成により更新となります。よって、管路については、より耐震性のある管種を採用し、計画的・効率的な更新を行っていきます。

## 4.2 安心・快適な給水の確保

(1) 異臭味被害の防止

本町の水道水は、企業団から全量浄水受水しています。

企業団では、給水の安全性とおいしさの向上に向け、濁度と有機物の除去性能を高め、薬品使用量を少なくした水処理方法により異臭味被害の防止に努めてあり、本町も停滞水等の状況を把握し異臭味防止及び安定供給として、計画的に管網整備を行っていきます。

(2) 水質事故の防止

毎年度水質検査計画書の策定及び毎月水質検査を行っており、水質事故の防止に努めております。また、水道使用者からの異常連絡にも早急な対応ができるように努めます。

(3) 給水装置による事故の防止

給水管や給水用具が原因となる漏水等事故を防止するため、水道使用者による維持管理を徹底させるための情報提供や、メーター検針員及び指定給水装置工事事業者との連携を強化し、できる限り早期になくす体制を整えます。

(4) 未加入者に対する水道加入促進

現在、飲用井戸のみの町民の方々に、町が行っている飲用井戸水検査結果の基づき、水道加入の促進をします。

## 4.3 災害対策等の充実

(1) 管路網の耐震化

創設時に建設した配水管等が老朽化してきております。より耐震性のある管種を採用し財政状況を考慮し、計画的・効率的な更新を行っていきます。

(2) 渇水対策

近年、地球温暖化等の影響で異常気象が起きており少雨傾向にあり、渇水で取水制限等を必要とする状況が頻繁に起きています。よって水道使用者の節水啓発活動に努めます。

(3) 応急給水実施の確保

大木町地域防災計画をもとに応急給水体制及び応急給水用具等を整備します。  
また、応急用のポリタンク及びポリパック等についても確保します。

(4) 応急復旧体制の整備

大木町水道災害対策実施計画書の策定、また、大木町管工事組合と水道災害相互応援協定書の締結を行い、大木町防災訓練及び企業団の防災訓練等に併せて実施し、災害時に備えます。

また、県南地域震災対策の要綱に沿って応急給水・応急復旧体制の整備を図ります。

#### 4.4 環境・エネルギー対策の強化

環境対策（省エネルギーや省資源の推進、廃棄物の有効利用等）については、庁舎内で取り組んでいる省エネルギーへの取り組み等に併せて引き続き行っています。

#### 4.5 国際協力を通じた水道分野の国際貢献

水道の専門としての能力を活用し、地方公営企業として可能な限り国際協力を行います。

## 5 施策の実現方策

### 5.1 水道の運営基盤の強化・サービスの向上

(1) 老朽化施設の更新

管路更新化計画の策定

(2) コスト縮減と財政基盤の確立

建設コストの縮減

効率的な財政運営

(3) 透明性の確保

ホームページ等による情報公開の拡充

(4) 事務効率化

業務手順書の整備

水道施設管理システム(GIS)の導入

### 5.2 安心・快適な給水の確保に係る方策

(1) 水質検査計画書に基づいた実施強化

(2) 出水不良及び停滞水箇所の把握及び管網整備



### **5.3 災害対策等の充実に係る方策**

#### **(1) 震災対策**

耐震化計画の策定

防災訓練の実施

災害対策実施計画書の策定

水道災害相互応援協定書の締結

#### **(2) 渇水対策**

水道利用者への節水意識啓発の活動

### **5.4 環境・エネルギー対策の強化**

省資源・省エネルギー化への取組

### **5.5 国際協力等を通じた水道分野への国際貢献**

国際協力に対応できる人材の確保と育成